

6 東彼教告示第 8 号

令和 6 年東彼杵町教育委員会規則第 3 号

東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則

東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則（平成２７年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
（対象範囲） 第６条 スクールバスを使用して通学する範囲は、次のとおりとする。		（対象範囲） 第６条 スクールバスを使用して通学する範囲は、次のとおりとする。	
対象学校	対象地区	対象学校	対象地区
彼杵小学校	小音琴、浦、大音琴、口木田、 <u>赤木、上杉、山田、樋口</u> 、川内、飯盛、法音寺、菅無田、坂本、中尾、太ノ原、太ノ浦、遠目	彼杵小学校	小音琴、浦、大音琴、口木田、川内、飯盛、法音寺、菅無田、坂本、中尾、太ノ原、太ノ浦、遠目
東彼杵中学校	<u>赤木、上杉、山田、樋口、川内、飯盛、法音寺、菅無田、坂本、中尾、太ノ原、太の浦</u> 、八反田、西宿、東宿、瀬戸、駄地、平似田、中岳、 <u>遠目</u> 、蕪、木場、里、一ツ石	東彼杵中学校	<u>太の浦の一部</u> 、八反田、西宿、東宿、瀬戸、駄地、平似田、中岳、 <u>遠目の一部</u> 、蕪、木場、里、一ツ石

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。